

一常々人の妨(さまたげ)をなし、或いは酒狂いの上口論(せつせつ)を好む族(やから)、又は耕作商い等も仕らず、渡世の致し方不分明(ふぶんめい)成るものこれ有らば、名主・組頭・五人組の内より訴え出るべき事

附り、用事なくして他所より節々(せつせつ)出入のものこれ有らバ、心を付け様子見届け、怪敷(あやしき)子細これ有らバ吟味を遂げるべき事

一喧嘩口論取り押さえ候節、飛び道具持つべからず、

加勢すべからざる事

○一公儀御仕置(おしおき)にて江戸払い、又は追放等に成り候者、御構いの場所に隠れ罷り在り候もこれ有る様に相聞き候、畢竟右躰のものと存じ乍(なが)ら囮(くわ)い置き、或いは世話をいたし候者これ有る故の儀にて、当人同前の御仕置仰せ付けらるべく候事

一神仏銅石木像共丈ケ(たけ)三尺に限るべし、並びに撞鐘(つきがね)・鳥居・燈籠(とうろう)大造(たいぞう)成る儀は御法度、木像三尺にても

小棟作りたるべし、ひち(時)、ひじ(ひじ)木作りより上の結構無用たるべし、其の度々差図請け作るべき事

一在々において操・狂言・芝居、其の外諸見せ物類停止たるべき事
一宿町村々の内に芝居道具・衣裳貸し候ものこれ有らば訴え出るべし、若し村役人・五人組弁え乍ら、見聞き遁すにおいてハ、急度申し付けるべき事
一宿在町・村々賑いの場所において、書画・俳諧・遊芸を覗(もてあそ)び候もの共、会と号し、摺物(すりもの)等を配り金錢を申し請け、茶屋杯において会合いたし、酒飲み遊興を催し候ものこれ有り、百姓の風俗を乱し候基に付、向後急度仕る間敷、若し催し候はば早々訴え出るべき事